

## 道州制に関する基本的考え方・修正のポイント

### 1 道州制に関する基本的な考え方・改大方針

「道州制に関する基本的な考え方」の改大方針は以下の3点

- ① 前回の取りまとめから5年が経過し、その間に起こった地方を取り巻く環境の変化に沿った時点修正を実施
- ② 地域主権改革の進展により、国の出先機関原則廃止の方針が打ち出されたこと等から、特定広域連合などの広域自治体といった新たな視点を追加
- ③ 最近全国知事会で取りまとめた「日本再生十二箇条」や「日本再生デザイン」の内容を反映

### 2 道州制の基本原則について

- 「基本原則」自体の修正 ⇒ 地域主権改革に伴う文言修正など
- 「基本原則」の説明部分に以下の点を追加
  - ・ 単なる都道府県合併ではないことの明確化
  - ・ 基礎自治体の十分な財政基盤や体制づくりのための方策の検討
  - ・ 権限・財源の一体的な移譲を前提とした制度設計等の確実な実施
  - ・ 広範な自治立法権を付与

### 3 道州制検討の進め方について

「国と地方の協議の場」の法制化に伴い、この協議の場を活用し、新たに「国のかたち検討部会」を設置して検討するべきである点を追加

### 4 地方分権改革の推進について

- 政権交代後「地域主権戦略大綱」が策定されたことを踏まえ、「義務付け・枠付けの見直し」、「国の出先機関の原則廃止」、「補助金等の一括交付金化」など文言を時点修正
- 現在国において検討を進めている「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」の早期成立を政府に求める点を加筆